

やはり英文字の表記は必要だということでした。いきたくないようなことをお答えいただきました。

また、パークゴルフ場については、28年度、29年度は利用者が落ちたんですね、これは他の市町村のパークゴルフ場と比べてどうだと。それはこのように改善して、さまざまな企画をして利用者を戻したと、こういった質疑がなされております。

内谷委員から指摘があった数値目標を応募者側に課すということで、本市では募集をするに当たっては応募者にやっぱりノルマや目標を設定はしていません。市が設定した予算、あるいは施設の中で応募者がどういう提案をいただけるかと、どんな事業を展開するかといったことを審査する、それが非公募の方法、あるいは公募でも同じだと思います。

しかしながら、相手に対してよい提案を期待するだけではなくて、委員のご指摘のような目標、どういう形かわかりませんが、示すことも大事であるというふうに考えますし、また、提案について不十分なきには、さらに指定後もその努力を求めるということも必要だと思います。

目標の設定については、やはり今の第5次総合計画の後期、あるいは地方創生戦略で、例えばまちなかに1日何人歩いてもらうよと、そういったものをちゃんと長井市で示してるが、これについてどういうふうに対応、そして企画をいただけるかと、そういったものを求める、そういったほうが現実的なのかというふうに思います。

○梅津善之委員長 8番、内谷邦彦委員。

○8番 内谷邦彦委員 やはりある程度見える化、デジタル化していくことは必要だろうと思いますし、そういった目標によって企画を考えるなり、当然長井市としての大きな目標はあるわけですから、それに対してじゃあどうというふうにするん

だというものがすぐに出てこない、指定管理をお願いしている意味はなくなってくるんじゃないかと思っておりますので、今後その辺に関しても、より強く要望していただければと思います。

指定管理を指定する場合、常に市民のための施設としての運営を基本に考える必要があり、継続的に行うのであれば、指定管理を行う主たる目的を常に意識する必要があると思います。要するに、民間企業等のノウハウ導入により、市民サービスの向上や施設の効率的かつ効果的な運営や経費削減が期待できるというのが、その指定管理の条項になってます。実際その長井市の指定管理に関しては、その目的に合ってるのか、今後さらに検証をしていろいろ質問させていただきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

## 今泉春江委員の総括質疑

○梅津善之委員長 次に、順位6番、議席番号14番、今泉春江委員。

○14番 今泉春江委員 日本共産党の今泉春江でございます。よろしく願いいたします。

それでは、早速質問に入ります。令和2年度の一般会計の予算総額が207億5,600万円と示されました。その中で特に大きな予算は、公共施設等整備事業の41億5,828万1,000円です。

詳しく見てみますと、工事請負費39億6,701万3,000円と庁舎新築等工事監理業務委託料2,109万8,000円とあります。いよいよ市庁舎の本体工事が始まります。市民の皆様は、この工事には関心を持ち、工事の成り行きを注視しています。

また、本体工事が始まれば、特に近隣住民へ

の安全管理は重要になってきます。どのような対策をお考えか、お聞きしたいと思います。

まず最初にお聞きいたします。今まで行ってきた地盤改良工事などに伴う近隣住民からの要望や苦情はあったかという点をお聞きします。

近隣には商売をしている方もいますので、その方々への影響はあったのかということもお聞きします。具体的に報告ください。公共施設整備課長にお伺いいたします。

○梅津善之委員長 渡部和裕公共施設整備課長。

○渡部和裕公共施設整備課長 お答えいたします。

まず初めに、現在までの新庁舎の工事の進捗状況を申し上げます。

昨年より山形鉄道地内の施設と建物の解体工事、あと新庁舎の基礎工事のための地盤掘削、地盤改良工事、あと敷地東側民地境界のL形擁壁工事等が完了しております。現在、本体の基礎、基礎梁、鉄筋の組み立ての工事を行っております。新庁舎の工事現場におきましては、重機の運転や作業方法で振動や騒音に対しまして細心の注意を払うよう、現場のほう、指導してまいりましたが、工事現場という状況のもとでは騒音等を完全になくすというのは難しく、重機による騒音と振動が一時的に激しい時期もあったため、騒音による苦情をいただいたということは事実であります。

また、商売のほうの影響はあったかということでございますが、この騒音が一時的に大きな期間、ご迷惑をおかけしたことに對しまして、おわびと説明を行って、さらなる防音壁などの防音対策を強化して行っております。

○梅津善之委員長 14番、今泉春江委員。

○14番 今泉春江委員 今、具体的なことを説明いただきました。ちょっと二、三点、次々とお聞きいたします。

今、課長からの答弁にもありましたが、この影響や苦情ということでおわびを申し上げ、説明したということでありましたが、その要因、

原因ということも今答弁の中にあっただと思いますので、重なるところもありますので、ここは答弁いただいたというようなことで理解いたします。

それで、次、工事中はどこでもやはり防音対策とか危険防止策というか、壁とか、そういうものなどを設置しますが、その対策というか、それは十分だったのでしょうかということをお聞きしたいと思います。

○梅津善之委員長 渡部和裕公共施設整備課長。

○渡部和裕公共施設整備課長 お答えいたします。

東側民地と隣接している工事でございますので、防音対策、安全対策については万全の注意を払って工事を行うようにということで指示をしておりました。しかしながら、ご迷惑をおかけしたこともあったということで、さらに配慮を徹底してまいりたいと考えております。

○梅津善之委員長 14番、今泉春江委員。

○14番 今泉春江委員 この万全の対策ということで、長井市が工事業者に発注するわけですから、騒音とか振動とか、そういうものを近隣の住民に迷惑をかけないような対策というような要望をもちろん工事業者にしていると思います。そういうことで、その対策は十分だったと思いますかというような質問になっておりますが、近隣住民の方の話では、実際、目隠しというか、防音シートというか、そういうものがやっと3月初めに設置されたと。それで、それまでは何もなく工事を行ってきていたというようなことを言っておりますが、不十分だったのではないのでしょうか。いかがでしょうか、課長。

○梅津善之委員長 渡部和裕公共施設整備課長。

○渡部和裕公共施設整備課長 お答えいたします。

先ほども申し上げましたけども、敷地境界線と隣接するL形擁壁工事、この工事を行った際には、やっぱりちょうど敷地境界ですので、さすがに防音壁がない状態で工事を行わざるを得なかったということで、そういった時期につい

ては大変ご迷惑をおかけして申しわけない、そういうふうに考えております。

○梅津善之委員長 14番、今泉春江委員。

○14番 今泉春江委員 じゃあ、ご迷惑をおかけしたということを今お聞きいたしました。

それで、その苦情、要望というか、その対処というのはお伺いして謝罪して説明なさったというお話でしたけども、どうなさったかということをもう一度お聞きいたします。

○梅津善之委員長 渡部和裕公共施設整備課長。

○渡部和裕公共施設整備課長 お答えいたします。

防音対策につきましては、現在通常の3メートルの高さの防音壁を設置しております。これを6メートルまでかさ上げして、パネルと防音シートを組み合わせた騒音対策、あとは作業内容の事前の説明、騒音を伴う作業を行う場合は時間をずらすなどの、そういった配慮を行ってきて、今後も行っていきたいと考えております。

また、作業日程や内容を住民の方やお客様への説明資料を作成して、定期的及び、そういった大きな音が出る可能性がある場合、必要に応じて訪問させていただきまして、説明を行ってご理解とご協力をいただく体制をとっております。

今後は行政と共同企業体の連携をさらに密にして作業方法の検討、あとは現場作業員への指示を一層徹底して、近隣住民の方々からのご理解とご協力をいただけるよう最大限努力して、今後の工事を進めてまいりたいと考えております。

○梅津善之委員長 14番、今泉春江委員。

○14番 今泉春江委員 最後に、公共事業推進調整参事にお伺いするんですけど、今、課長のほうからも今後の防音対策というか、工事の安全管理という意味でちょっと答弁もいただいておりますが、参事のほうから再度答弁をいただきたいと思っております。

本格的な工事はこれからですので、これからの安全対策はさらに重要になると思います。工事の完成にも影響するのではないかと思います。工事の安全対策、安全管理、それと同時に重要なのは、今申し上げております近隣の住民の安全・安心です。万全を求めたいと思います。今後の対応はどのようにお考えかお聞きいたします。住民の方が安心できるような対策をお願いしたいと思います。参事、よろしくお聞きいたします。

○梅津善之委員長 青木邦博公共事業推進調整参事。

○青木邦博公共事業推進調整参事 お答えいたします。

土木工事や建築工事にかかわらず、工程管理や品質管理と同様に、安全管理、とりわけ周辺住民に対する安全対策は最も重要なことというふうに考えております。

特に新庁舎や今後本格化する長井病院等、市街地での工事につきましては工事音を発生させないというのは不可能でございますので、しっかりした防音対策を施した上で、工程や工事内容など、近隣住民へ事前に説明することにより、騒音への理解を得る努力が必要というふうに考えております。そのことは請負業者に任せきりにするというのではなくて、行政からも出向くことで、住民の方との信頼関係を構築できるというふうにも考えております。

先ほど課長からの答弁にもございましたが、これまでその配慮に欠けていた面もございました。今後、基礎工事が完了し、新年度から躯体のほうの工事でも本格化してまいりますので、工事の安全対策、安全管理、工事内容に関して、市と受注者との情報共有、また連携を密にして、来年度いっぱいの中長期間の工事になりますので、市側からも定期的に工事内容や工程などを住民の方に丁寧に説明を行い、実際にそこで生活やなりわいされている方の立場に立って、ご理解、

ご協力が得られるよう、最大限の配慮に努めていきたいというふうに考えております。

○梅津善之委員長 14番、今泉春江委員。

○14番 今泉春江委員 公共事業推進調整参事からも課長と同様に今後の工事に対する近隣住民への対応ということで丁寧に詳しく答弁をいただきました。本当にこの市庁舎建設というのは近隣の住民と1メートルぐらいしか離れていない場所で行われるわけですから、当然騒音や振動や大きな重機なども運び込まれてさまざまな、見たこともないような重機が入ったりして、市民の方は非常に不安に思ったりするわけですね。

なぜこういうことを申し上げるかというのと、やはり今まで住民の方に工事の進捗状況や工事に対する説明というのが非常に不足してたんだと思います。やはりこの間、ある方へお伺いしましたら、だだだだだだというような音がしてまして、防音シート張ってますけども音しますねと言ったら、いや、これはまだいいんですよって、その前の地盤改良工事のときにすごい音がしたんですよと、本当に工事現場のほうに近い部屋にはいられませんでしたみたいなことをおっしゃっていました。やはり住民の方は非常に不安というか心配ですよ、まして、まあ夜は工事はないわけですけども、だから寝れないなんていうことはないと思いますけども、やはり非常に工事に伴う、精神的なものがあるわけですよ。実際いろんな被害が起きたりすると、やはりこれは市としても大変なことになるんじゃないかなと思います。予算にかかわることということで、予算委員会の質問ですのでこれ以上はいろいろ申し上げませんが、やはり今まで説明不足、住民の方に寄り添った丁寧な説明はなかった、本当に一方的な工事というようなことが感じられます。やはり今後、さらに今まで以上に騒音や振動というような影響は出るはずだと思います。今までもこのように影

響が出てたわけですからね、ですから本当に高齢者の方もいます、ホテルなどを営業してる方もいます、そういう方、全然何もないというようなことはないと思います。だからこそ本当に市として協力をお願いすると、丁寧に説明をなさり、工事のその都度、その都度、今度こういう工事に入ります、こういうふうになりますけど、申しわけありません、よろしく願いいたしますと、何かありましたら、どうぞ市の建設課、公共施設整備課に遠慮なく申し出てくださいとか、そういう市民との信頼関係がなくてはやはり一方的なもので、非常にいろんな苦情というか、そういうものも出てくるんじゃないかなと。だから、やっぱりそういうところを心配してるんですよ。

だから、今回、安全管理ということで質問させていただきましたので、丁寧に説明、不安の解消に努めていただきたいと強く要望いたします。万全の安全対策ということで、ぜひ進めていただきたいと思います。参事、最後にお約束いただけるように、今のことに万全の対策をとることを一言言っていたければ。

○梅津善之委員長 青木邦博公共事業推進調整参事。

○青木邦博公共事業推進調整参事 お答えいたします。

今、今泉委員からお話のとおり、住民との信頼関係の構築、工事音を出さない工事というのはまず不可能ですので、そういったことも事前に理解した上での着手というふうのを心がけて、来年度1年で完成するよう努めてまいりたいと思います。

○梅津善之委員長 14番、今泉春江委員。

○14番 今泉春江委員 よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に参ります。就学支援の減額について質問いたします。

就学支援は経済的に困難な家庭の児童生徒を

対象とした支援であり、入学準備のためのランドセルや運動着、学用品などに使われたり、また修学旅行費などに使われたりします。保護者からは、この支援は大変助かったとの声も届いております。また、この就学支援は入学前の支給となりました。保護者からは事前の準備が可能となり、大変よかったという声も重ねて届いております。このことは大きく評価させていただきたいと思っております。

さて、令和2年度の予算が示されました。しかし前年度と比較しますと減額となっています。小学校では前年度比163万4,000円減の1,234万9,000円、中学校では前年度比49万9,000円の減の1,273万円となっております。昨年10月の消費税増税でかばんや学用品など、全て値上げになっています。消費税引き上げに伴い、本来なら増額すべきと思いますが、なぜ減額となったのか、減額の理由を学校教育課長にお聞きいたします。

○梅津善之委員長 竹田 洋学校教育課長。

○竹田 洋学校教育課長 今泉委員の質問にお答えします。

就学支援事業費は、令和元年度の予算と比較して、委員ご指摘のとおり小学校、中学校とも減額となっております。これは来年度の就学児における準要保護家庭児童生徒数などが人数的に減少する見込みであるためでございます。この人数規模を見越しての予算の編成をさせていただきました。

なお、従来より行っております小学校就学前の年長児、中学校入学前の小学校6年生における早期からの就学支援、これは継続して行わせていただきます。

また、修学旅行、宿泊学習に係る費用、そして教材費、体育実技用具費、そして給食費などについても、上限はありますけれども、今までどおりのかかった費用に対する支援ということを行っていきますので、本予算はふえた税負担

についても盛り込まれた形になっているところでございます。

○梅津善之委員長 14番、今泉春江委員。

○14番 今泉春江委員 課長から減額の理由をお聞きいたしました。生徒数が減ったという説明でありましたが、生徒数が減っても、やはり就学支援という方の人数というのは、生徒数に比例するものではないような気がいたしますが、課長、いかがでしょうか。

○梅津善之委員長 竹田 洋学校教育課長。

○竹田 洋学校教育課長 お答えいたします。

今年度の11月に来年度入学をなさる児童生徒数の数などを全て精査し、また今年度卒業なさるご家庭などの調査をさせていただきました。いわゆる就学援助の支援の対象となる児童数ですけれども、小学校が18人ほど減、中学校も3人ほど減じます。児童生徒数が全体的にどんどん減少傾向にあります。それに加えて見込みでございますけれども、この就学支援の対象となるご家庭、そしてご希望となるご家庭の調査をさせていただきましたところ、全体的に数も減ってきておりますので、それを勘案させていただきますまして、予算上、このような形を現時点では立てさせていただきました。

○梅津善之委員長 14番、今泉春江委員。

○14番 今泉春江委員 説明を受けました。

それで、消費税増税の引き上げ、それからこのたびの新型コロナウイルス感染症対策によって行事、集会などの自粛で市民の暮らし、保護者の収入ですね、収入や本市の経済などに今後大きく影響が出るのではないかと大変危惧しております。今の段階でも商売なさってる方は本当に大変だと、もう全然見通しつかないし、廃業したいなどというような声が多数聞こえております。ですから、保護者もこの影響を受けるんではないかなと思っております。やはりこの減額された予算では、保護者、児童生徒への対応が不十分と思われれますが、先ほどと重なるよ

うな質問ですが、課長にお伺いいたします。

○梅津善之委員長 竹田 洋学校教育課長。

○竹田 洋学校教育課長 お答えいたします。

委員ご指摘のとおり、今まで経験もしたことのないような出来事が現在進行形で起きております。経済の落ち込み等による保護者の方の雇用や就労状況についても、少なからず影響が出てくるのではないかなということが考えられます。

教育委員会においては、各学校の管理職はもとより、学級担任、学校事務職員などを通じて保護者との連携を密にして、保護者の就労や収入の変化、家庭環境の変化などの情報に十分に留意し、今まで同様、児童生徒の就学に必要な援助が適切かつ、そして迅速に行われるように努めてまいりたいと思います。

なお、この案件については、やっぱり現時点でどこまでの広がりがあるのか、また時期的、社会的影響の規模が不透明であることから、やはり教育委員会のほうとしても就学援助の基準に基本的にのっかって、そして適切に対応できるように今後も取り組んでまいりたいと思います。

○梅津善之委員長 14番、今泉春江委員。

○14番 今泉春江委員 よろしくお願ひいたします。

今の答弁とちょっと重なるような、また同じような質問になってしまいますけども、このコロナ対策というか、コロナ感染症というのがどこで終息するか、ちょっと見通しも見えません。今後どうなるか、本当に注視していかなければなりません。児童生徒、それから保護者などに影響が出ないように柔軟な対応を求めたいと思います。児童生徒、保護者に不安が出ないように、相談に乗っていただきたいと思いますが、課長のお考えをお願いいたします。

○梅津善之委員長 竹田 洋学校教育課長。

○竹田 洋学校教育課長 お答えいたします。

現在、国において新型コロナウイルスに関する対応として、ひとり親家庭等への経済的支援について、雇用調整助成金の特例措置、そして休業手当についてなど、雇用や休業補償に関するさまざまな措置が検討されています。

教育委員会のほうでも、児童生徒の日々の就学に影響が出ないように、これら国の動向も見きわめながら、保護者の収入、就業の変化に対して柔軟かつ丁寧に対応を行っていききたいと思ひます。

子供たちがあって、やはり元気な長井市というふうに考えます。就学支援事業の実施を丁寧にこれからも心がけてまいりたいと思ひております。

○梅津善之委員長 14番、今泉春江委員。

○14番 今泉春江委員 ありがとうございます。

児童生徒が全員元気に就学できるように努めていただきたいと思ひます。さらに重ねて柔軟な対応を求めていききたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

それでは、最後の大きい項目を質問いたします。

国民健康保険は住民の命や健康、暮らしを守る重要な社会保障です。国は2018年度から導入した国民健康保険の都道府県化のもと、公費削減と国保料、国保税の大幅値上げを求めてきています。

長井市でも令和2年度国民健康保険の予算案が示されました。長井市も現行の4方式から改正税率の3方式に変わります。その税率案が示されました。3方式は資産割がなくなるため、所得割の税率などが大きく引き上げられ、値上げとなります。

住民は高過ぎる国民健康保険料、国民健康保険税を滞納すると、窓口で10割全額を支払わなくてはならない資格証明書が交付されます。窓口で10割の医療費が支払えなく、医者に行くことをためらって重症化してしまうこともありま

す。令和2年度においては資格証明書の交付はやめ、短期証にすべきです。令和2年度の予算ともかかわりますので、資格証明書と短期証について質問いたします。

まず、市民課長に現在の資格証明書と短期保険証の発行件数、人数を伺います。

○梅津善之委員長 金子 剛市民課長。

○金子 剛市民課長 お答えします。

国民健康保険証の資格証明書の発行件数については、現在38件、人数にしますと57人となっております。

また、短期証の発行件数は26件、54人となっております。

○梅津善之委員長 14番、今泉春江委員。

○14番 今泉春江委員 前年度と比較して増減はいかがでしょうか。

○梅津善之委員長 金子 剛市民課長。

○金子 剛市民課長 前年同時期と比較いたしまして、資格証明書は前年度38件、50人ですので、件数は増減なし、人数で7人の増となります。

短期証につきましては、前年度30件、56人ですので、件数で4件、人数で2人の減となります。昨年と比較して、大きな変化はございません。

○梅津善之委員長 14番、今泉春江委員。

○14番 今泉春江委員 次の質問ですが、その増減の要因ということでしたが、余り数字的に、件数的に変わりはないので、特別な要因とか、そういうものはないということで昨年同様でよろしいですか、課長。

○梅津善之委員長 金子 剛市民課長。

○金子 剛市民課長 お答えします。

資格証明書世帯、短期証世帯はほとんど同じ世帯でございまして、資格証明書から短期証、あるいは短期証から資格証明書への変更となる世帯も、その中で行き来している状態が多く見受けられます。新たな滞納者につきましては、納付が滞った時点で早期に収納担当で対応して

おります。

資格証明書の交付対象は、滞納の期間が1年を超え、かつ納税相談に応じないなど、納税する意思が認められない場合がほとんどです。納税相談に応じ、分納など定期的に納税する意思が確認できれば、資格証明書から短期証へ切りかえることになり、完納が認められれば一般証に切りかえることとなります。

滞納者へは資格証明書や短期証についての内容についてご理解いただけるよう、丁寧に説明しております。税務課の収納担当と連携し、納付にかかわる相談を随時させていただいております。

○梅津善之委員長 14番、今泉春江委員。

○14番 今泉春江委員 丁寧に対応してるというご答弁でした。

最後にちょっと、このことも含めてご意見申し上げますので、今の答弁は承りました。

それで、次の質問なんですけども、このたびの新型コロナウイルス感染症にかかわり、厚生労働省が資格証明書を被保険者証とみなして取り扱うと示されました。しかし、多くの方は10割の自己負担が課せられると誤解し、受診を控える事態も想定されます。長井市でも直ちに短期証を交付すべきと考えますが、どのようにお考えか、お聞きいたします。

○梅津善之委員長 金子 剛市民課長。

○金子 剛市民課長 お答えします。

厚生労働省の通知によりますと、新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合には、帰国者・接触者相談センター、この場合、置賜では置賜保健所になります。この相談センターに相談の上、帰国者・接触者外来の受診を行うこととなります。

資格証明書を交付されている被保険者につきましては、受診前に市町村の窓口で納付相談や保険税納付のために訪れることは、感染拡大を防止する必要性から避ける必要があり、短期証

の交付より帰国者・接触者外来の受診を優先させるため、資格証明書を一般の被保険者証とみなして取り扱うことにするものでございます。

資格証明書の対象者には受診をためらうことのないよう、帰国者・接触者相談センターへの相談をするなど、適切な行動がとれるよう、直接文書を郵送して周知を図っております。

なお、この措置につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するためのものであり、その趣旨に照らしても一律に郵送などで短期証を交付することは考えてございません。

- 梅津善之委員長 14番、今泉春江委員。
- 14番 今泉春江委員 文書で通知をなされたということによろしいですか、課長。
- 梅津善之委員長 金子 剛市民課長。
- 金子 剛市民課長 今、発送する段階に入っております。
- 梅津善之委員長 14番、今泉春江委員。
- 14番 今泉春江委員 今、準備ということではいらいやいますけども、山形県はまだ感染者というものは発表されておられませんけども、本当に周りは全部囲まれてしまってるような状況ですので、やはり早急に発送をお願いしたいと思います。

そこで、今、感染症に対しての資格証を一般の保険証とみなすという通知でありますけども、今回、愛知県の名古屋市では新型コロナ感染症に関して、長井市も同じですけども、資格証明書の交付の世帯に対して短期証を発行することになったということですが、厚生労働省のこの通知の徹底にとどまらず、短期証の発行を実現したと。このコロナだけでなく、全ての方に、資格証の交付の世帯に短期証を発行したと、こういうふうに本当に通知にとどまらず前向きに取り組んでる自治体もあるわけですね。今、申し上げたように、山形県は感染症の患者は発生しておりませんが、やはり熱が出たとか、本人

は風邪か何かだと思いますけども、ちょっとわからなくて窓口で相談にいらしたりなんかすることもあると思います。そういうリスクもあると思いますので、早くこの通知をお出しになり、短期保険証を直ちに交付すべきと思いますが、いかがでしょうか。

ごめんなさい、資格証明書は一般保険証と同じという扱いでよろしいんですね、課長ね。済みません、確認させてください。

- 梅津善之委員長 金子 剛市民課長。
- 金子 剛市民課長 この新型コロナウイルス感染症への疑いのある場合に、この帰国者・接触者相談センターのほうに相談いただいて、その後、そちらの専門の外来に行った場合に、その処置については、その資格証を一般保険証とみなして取り扱うということになります。その感染症と一切関係のない人は資格証のままということですので、ご理解いただきたいと思います。
- 梅津善之委員長 14番、今泉春江委員。
- 14番 今泉春江委員 じゃあ、感染症と認められない方は資格証のまま、通知は差し上げるとね。そして、相談所に感染・帰国者外来、そういうところに相談して、感染症と認められた方にだけ一般の保険証としてみなすということですね。確かに厚生労働省ではそういうふうに通達はしております。

市民の健康と命を守る国民健康保険が交付する資格証明書は、やはりやめるべきと考えます。やはり今回のこともそうですけども、本当に10割の負担ということで受診をためらう方がいらっやいます。やはりこの資格証というのはやめるべきだと思いますけども、市長のお考えを最後にお聞きいたしたいと思います。その後にご意見を申し上げたいと思います。

- 梅津善之委員長 内谷重治市長。
- 内谷重治市長 お答えいたします。

今泉委員からは、市民の健康と命を守る国民健康保険の資格証明書交付はやめるべきではな

いかという考えでございます。

国民健康保険税滞納者に係る措置といたしまして、被保険者資格証明書の交付や短期被保険者証の交付を行うことは、国民健康保険法に規定されているものでございます。

長井市では、取り扱いに関しまして実施要綱を制定して、丁寧に対応しております。資格証明書の対象となるのは、1年以上、国民健康保険税を滞納している方、その上で納税相談に応じようとしてくださらない、あるいは十分な負担能力があるにもかかわらず、意図的に納付をしていないんじゃないかと。また、相談に応じても守っていただけないと、滞納についてさまざまな理由などで応じてくれない、納税いただける意思が全く感じられないという方に限られております。

資格証明書交付の可否を決定する審査会というのがございまして、この審査会の前には必ず納税相談の勧奨も行っておりまして、滞納者の立場を十分に尊重しながらも、基準に合致する場合にやむを得ず実施しているというのが実態でございまして、これは何度も今泉委員には申し上げているとおりでございます。

また、資格証明書の世帯でございまして、病気やけがなどで入院するような緊急時には一時的に短期被保険者証を交付しておりますし、高校生までのお子さんについては資格証対象世帯であっても短期証を交付してございます。

このことから、被保険者資格証明書の交付はさまざまな状況に配慮した上で実施しているものであり、今後とも負担の公平性の確保に努めてまいるところでございます。

○梅津善之委員長 14番、今泉春江委員。

○14番 今泉春江委員 私は何度かこのことについて市長に質問しております。市長のほうからは本当にいつもおっしゃることは同じというか、当然でしょうけども、基準に合致すると、基準に合わせて行っておると、それから公平性

と、納める方、納めない方、ここで不公平が生じてはだめだと、公平性ということをいつもおっしゃっております。いや、確かにそれはごもっともでございます。基準に合わないことをしてるわけじゃないんですし、公平性ということは当然だと思います。重々それはわかっております。しかし、資格証、短期証は患者が医療を受ける権利、憲法第25条の精神のもと、この医療を受ける権利というものもありますよね、受療権というんでしょうか、それを侵害し、滞納者を懲罰するようなものだと私は思います。

横浜市で短期保険証の交付を昨年の2019年8月からやめました。私それを聞いたときに、短期証の交付をやめたと、えっ、どうしてかなと思ったら、横浜市は2016年、資格証明書の発行を中止して、全て正規の保険証発行がされることになったということでした。横浜というのは本当に大きなところですので、長井市なんかと比べれば本当に人口なんかも全然違いますからね、比較するものではないんですけども、横浜の資格証発行数は全国ワースト1位がずっと続いてきたと言われております。一番多いときは2011年10月、3万5,668世帯に資格証の発行をしていたと。それが今申し上げたように、2016年10月に発行ゼロ、去年の8月からは短期保険証もやめたと、全ての方に正規の保険証発行がされることになったというようなことが報告されております。

今申し上げたように、本当におまえお金払わない、公平性に欠ける、だからおまえは保険証を上げられない、資格証明書だというような滞納者へのペナルティーというものではないでしょうか。これはやっぱり社会保障の原則に反するもので、資格証、短期証の発行はやめるべきだと思います。そのことを市長に強く求めて質問を終わりたいと思います。